

## 議事日程第5号

平成22年9月22日(水)

### 第1 議案上程(議案第53号から第69号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

---

### 本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

### 第2 議会案上程(議会案第1号及び第2号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

### 第3 議員派遣の件

---

### 出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

---

### 欠席議員(1人)

18番 杉本博治

---

### 議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	佐藤 誠一	市民福祉部長	戸部 秀悦
産業建設部長	鈴木 剛	企業局長	豊沢 正
企画政策課長	山本 春司	総務課長	武田 英昭
財政課長	加藤 謙一	税務課長	三浦 喜光
市民生活課長	加藤 透	環境防災課長	齊藤 豊
子育て支援課長	天野 綾子	福祉事務所長	杉山 武
農林水産課長	伊藤 敦	観光商工課長	田原 剛美
建設課長	渡辺 敏秀	下水道課長	三浦 源蔵
病院事務局長	船木 道晴	会計管理者	加藤 久夫
学校教育課長	西村 隆	生涯学習課長	三浦 進
監査事務局長	加藤 公洋	農委事務局長	高橋 郁雄
企業局管理課長	船木 吉彰	選管事務局長	(総務課長併任)

## 午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

杉本博治君から欠席の届け出があります。

市長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきましてご報告を申し上げます。

男鹿みなと市民病院の医師確保につきましては、院長とともに取り組んでまいりました。このたび10月1日から新たに1名常勤医として勤務いただくことになりました。これにより常勤医が12名となり、これまで非常勤であった耳鼻咽喉科が常勤医で対応できることとなります。今後とも良質な医療を提供してまいりますので、市民及び議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

### 日程第1 議案第53号から第69号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第53号から第69号までを一括して議題いたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることがあります。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第62号男鹿市過疎地域自立促進計画についてであります。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成28年3月31日まで延長されたことに伴い、総合的かつ計画的に各種施策を講ずることにより、住民福祉の向上、雇用の増大などに寄与するため、新たに計画期間を平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする、男鹿市過疎地域自立促進計画を定めたことから議会の議決を求めるものであります。

本案について、委員より、第1点として、都市像等変更の考え方とその理由について

て質疑があり、当局から、本過疎計画は現在策定中の後期基本計画に盛り込む事業計画の一部であり、計画期間が平成28年3月末までと一緒にであることから、現在並行して作業を進めている現状である。このことから、12月定例会に議案上程を予定している基本構想の基本理念等の変更を見据えて、本過疎計画において改めたいという考え方である。

また、都市像等変更理由として、都市像は市の施策を進めていく上で掲げるものであり、その中で地場産業、教育、観光及び環境を重点施策として位置づけ、取り組んでまいる計画したことによるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、本過疎計画と基本構想変更手続根拠について質疑があり、当局から、本過疎計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づくほか、本市総合計画基本構想の変更は、地方自治法第2条第4項に基づくものである。本来、基本構想の都市像等の変更議決が先決であるが、過疎債適用上の必須条件となる本過疎計画の審議は、全国の過疎対象自治体において、今定例会において行われているものであるため、ご理解賜りたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、議会審議のあり方について質疑があり、当局から、この後、12月定例会で議案上程予定の基本構想の変更については、新たに議論をいただいた上で採決されるものであるが、いずれにしても本過疎計画と一体性が保たれなければならないとの答弁があったのであります。

第2点として、デジタルデバイトなど電気通信施設整備に対する考え方と事業規模等について質疑があり、当局から、光ファイバーについては市が事業主体となるのではなく、民間業者を市が支援して整備していくべきと考えため、本計画に具体的事業は盛り込んでいない。

また、事業規模については、合併協議の時点で試算したものではあるが、市内全域を整備するとなれば10億円程度を要するとの答弁があったのであります。

さらに委員より、将来に向けた投資の考え方について質疑があり、当局から、インターネットを活用する人が少なければ費用対効果の面を考慮しなければならないほか、既に防災行政無線について過疎債を活用して整備しており、一部二重投資となることから現在取り組んでいないものであるが、高速通信網については重要であることは十分認識しているため、今後、事業者と協議しながら整備について検討したいとの

答弁があったのであります。

第3点として、本計画の新たな重点施策、環境の具体的施策について質疑があり、当局から、環境対策については、今後取り組んでいかなければならない問題であることから、現段階では温泉熱を活用したみどりの分権改革推進事業や風力発電開発の促進に取り組んでいきたい。

また、このほか新たな事業については、この計画期間中の実行段階において、各方面の方々から意見をいただきながら進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第4点として、船越駅周辺整備の考え方について質疑があり、当局から、具体的事業として船越前野杉山線道路改良工事及び中村踏み切り改良事業等を予定しているほか、既存道路の改良により若美地区からの駅利用者の利便性向上を図っていきたいとの答弁があったのであります。

第5点として、教育の振興において廃校舎活用の考え方について質疑があり、当局から、廃校舎の活用については現時点で利用計画がないことから、本計画には掲げていないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第54号男鹿市公園条例の一部を改正する条例について、議案第55号男鹿市若美球場条例の一部を改正する条例について及び議案第56号男鹿市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてであります。

本3議案は、若美中央公園の公園施設、若美球場及び男鹿市B&G海洋センターについて、平成23年度以降、指定管理者制度による施設の管理を実施するため、本条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本3案について、当局から、男鹿市体育施設指定管理者募集要綱案について詳細な

説明があったのであります。

委員より、第1点として、指定管理者制度導入の目的であるサービス向上の考え方とあわせ、サービス面等に対する市のチェック体制について質疑があり、当局から、サービス向上については、スポーツの楽しさを体感できる教室や講座等の開催、施設の特性を活かした利用促進事業などを実施することでサービス向上につながると考えている。市としては、指定管理者制度導入により、市民から喜んで参加していただけよう、魅力的な企画を打ち出し、施設への親しみや行事への参加など大いに期待しているところであり、それが指定管理者制度の本旨であると考えている。

また、チェック体制については、サービス低下を招かないよう、施設管理業務仕様書及び各業務仕様書を作成し、これに基づき管理監督する体制を整えたい考えであるとの答弁があったのであります。

第2点として、指定管理期間を5年間とした理由について質疑があり、当局から、指定管理者制度への移行の目的の一つとして、雇用対策の要素もあり、サービス面や市民ニーズに真摯に対応していただくこと、さらに、新しい発想を生み出し、専門職員としての知識を養っていただくことも含め、安心して業務に専念できるよう長いスパンが必要と考え5年間としたものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、指定管理者と市の責任分担について質疑があり、当局から、責任分担については、この後、指定管理者と市が要綱に定める事項に疑義のある場合、または定めのない事項や具体的な事項については協議して定めることとなるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、これだけボリュームがある重要な条例改正案については、十分時間をかけて議論すべき事案であることから、議会に対し前もって要綱案を示すなどの配慮が必要だとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本3案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第60号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、人工透析センター（仮称）の建設に伴い、一部病床を改修し透析センターに充てるため、一般病床数を減じる必要があることから、本条例の一部を改正するも

のであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。  
以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第57号男鹿市サンワーク男鹿条例の一部を改正する条例について及び議案第58号男鹿市トレーニングセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

本2議案は、平成23年度以降、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの利用料金を指定管理者の収入として收受させるため、本条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について委員より、改正後の条例において、利用料金は別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするとなっているが、営業努力によって料金を下げようとする場合及び設備の修繕が発生したことにより利用料金を上げなければならない場合の利用料金の申請について質疑があり、当局から、現行の使用料は別表に定める額と決められているが、利用料金制度を導入することにより指定管理者は別表に定める利用料金の限度額の範囲内で、市長の承認を得て独自に決めることができるものであり、営業努力等により値下げする場合も、あらかじめ市長に申請し、承認を得て定めることとなる。

また、設備の修繕等については、原則として施設を設置している市の負担で実施することとなるが、軽微な修繕等については、協定書に指定管理者が負担する事項を定めるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本2案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、男鹿総合運動公園などの有料公園施設について、平成23年度以降、指定管理者制度による施設の管理を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

ます。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 1 号男鹿市単独市営住宅条例の制定についてであります。

本議案は、市外からの子育て世帯の移住及び定住を促進し、市の活性化に資することを目的として、男鹿市単独市営住宅を設置するため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、第 1 点として、入居から 15 年経過時に建物を無償譲渡することとなるが、譲渡する前にボイラー、屋根、コーティング等の多額のメンテナンスが必要になった場合の費用負担について質疑があり、当局から、入居から 15 年間は市営住宅として住宅使用料を納付してもらうこととなるので、メンテナンスは市の負担で実施していかなければならないものと考えているとの答弁があったのであります。

第 2 点として、市外から子育て世帯を呼び込むことが目的ならば、土地を最大限に活用した、より有効な方法はないのか。例えば、住宅を木造 3 階建てにして、建設戸数をふやす手法など検討されたのかとの質疑があり、当局から、用地を最大限に活用し、木造 3 階建てとして建設戸数をふやす手法については、今後の子育て世帯向けの住宅建設において参考にさせていただき、進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第 3 点として、単独市営住宅は市外からの子育て世帯の移住及び定住促進を大きな目的としているが、市内の子育て世帯への配慮がなされていない。市内から子育て世帯が流出するのをとどめることができることが先決であり、今後、市内の子育て世帯への対応をどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、先日の市長の答弁で、今後の住宅建設においては、未利用地を活用した子育て向けの集合住宅などの建設について検討してまいりたいと述べており、今後、議会におけるいろいろなご意見を考慮し、対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

本案については、起立採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 3 号市道の認定についてであります。

本議案は、国道 101 号の路線変更に伴い、北浜野・桃崎線延長 3 千 457 メート

ルを市道に認定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。  
以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第64号から第69号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る9日開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、本市経済雇用対策に充当する予算総額及び本市一般財源を充当しての雇用経済対策についての考え方。

第2点として、学童保育及び保育園、幼稚園の入所状況とあわせ、待機児童数について。

第3点として、男鹿みなと市民病院の人工透析センター（仮称）建設に伴う規模、完成時期等建設改良内容について。

第4点として、敬老祝い金の未支給に至る経緯、その背景、今後のチェック体制及び弔慰金を支給することの条例の解釈等、その支給根拠とあわせ、今年度敬老祝い金にかえ減農薬の米を支給するという条例、規則の見解とその考え方について。

第5点として、ジオパーク事業の目的と今後の取り組みとあわせ男鹿市、潟上市、大潟村ジオパーク推進協議会から潟上市5団体が退会した真意等について。

第6点として、男鹿市単独市営住宅建設事業において、本市公営住宅応募状況からするその考え方とあわせ本事業に係る問い合わせの実態について。

第7点として、観光誘客宣伝費委託料として、男鹿の食活用観光誘客業務約800万円が計上されているが、その事業内容について。

第8点として、男鹿日本海花火等各イベントの今後の取り組みと実行委員会の決算状況について。

第9点として、戸籍上不明高齢者の事務的対応とチェック体制について。

第10点として、造林費における人工混交林化促進業務の事業内容と男鹿産木材の

活用方について。

第11点として、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金における雇用者数、事業種別等、その内容とあわせ男鹿地域雇用創造協議会の経理状況について。

第12点として、市有財産における普通財産の売り払い状況について。

第13点として、男鹿みなと市民病院の経営状況において、経営健全化計画と比較し好転しているものの、構造的に変化はないのではないか。一日も早く収入を上げるという姿勢から人工透析センターの完成を急ぐべきでないか。また、医療機器及び備品購入を目的とする企業債利率が3パーセント以内から5パーセント以内に変更になった理由について、などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第64号から第69号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積 登壇】

○15番（小松穂積君） 決算特別委員会に付託されました議案第53号平成21年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、先般14日開会し、正副委員長を互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明、さらに監査委員に対し、決算審査における総括意見を求め、審査をいたしましたのであります。

各会計の決算概要については省略させていただき、決算額について申し上げますと、一般会計では、歳入総額が171億6千58万5千982円、歳出総額が167億4千701万4千215円となり、歳入歳出差引残額は4億1千357万1千767円となり、うち繰越明許等の財源として6千149万9千829円を繰り越しし、実質

収支額は3億5千207万1千938円となっており、この剰余金のうち2億円を財政調整基金に積み立て、残額の1億5千207万1千938円を平成22年度一般会計に繰り越しておるものであります。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入が47億7千305万7千523円、歳出が46億8千516万9千936円で、歳入歳出差引残額が8千788万7千587円となっております。

老人特別会計では、歳入が1千686万322円、歳出が1千535万7千428円、歳入歳出差引残額は150万2千894円。

診療所特別会計では、歳入が2千876万277円、歳出が2千671万8千970円となり、歳入歳出差引残額は204万1千307円。

介護保険特別会計の保健事業勘定では、歳入が38億9千892万8千446円、歳出が37億6千741万2千298円となり、歳入歳出差引残額は1億3千151万6千148円。

介護保険特別会計の介護サービス事業勘定では、歳入歳出同額の1千263万4千602円となっております。

後期高齢者医療特別会計では、歳入3億1千689万2千65円、歳出3億1千606万703円、歳入歳出差引残額83万1千362円となったものであります。

次に、下水道事業特別会計では、歳入が21億3千303万4千636円、歳出が21億1千429万1千43円となり、歳入歳出差引残額は1千874万3千593円。

農業集落排水事業特別会計では、歳入が7千192万2千円、歳出が7千102万8千869円となり、歳入歳出差引残額は89万3千131円。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入が1億4千360万1千831円、歳出が1億4千5万7千864円となり、歳入歳出差引残額は302万3千367円となったものであります。

次に、質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、歳入歳出決算審査意見書に実質収支比率等財政指標が示されているが、これら指標に対する市長の見解とあわせ今後の財政改革の目標値について質疑があり、市長から、事業を行う上で財政力につけることが重要であり、なおかつ喫緊の

課題として、市内小・中学校の耐震化に向け対応していかなければならない。財政健全化に努め、市民の安心・安全に対応できる体制にもっていきたいとの答弁があったのであります。

さらに当局から、平成21年度決算で10億7千700万円を財政調整基金として積み立てており、今後も可能な限り10億円を堅持していきたい。

また、市債の単年度発行額については、投資的事業に係る市債を10億円以内とし、さらに経常収支比率についても、平成20年度、21年度対比で減少しており、今後とも財政運営の健全化に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

委員より、労働力の減少等により、税収が減少傾向にある。今後とも経費の節減、市債の繰上償還等により、財政運営の健全化に向け一丸となって努力していただきたいとの意見があったのであります。

第2点として、秋田県生活バス路線維持費等補助金及び生活交通路線維持費補助金に係るその事業内容とあわせ、路線バス利用者が減少する中で市民が必要とする公共交通構築のため、聞き取り調査等市民の声を聞く機会の有無について質疑があり、当局から、秋田県生活バス路線維持費等補助金は、生活交通路線としてバス路線の維持、確保を目的とした県単独補助制度であり、五里合線、男鹿北線等、市内16系統が対象となっている。補助率は、平均乗車密度5人以上の場合、県2分の1、市町村2分の1、また、平均乗車密度3人以上5人未満の場合、県8分の3、市町村8分の3、事業者8分の2、さらに平均乗車密度3人未満の場合、県8分の1、市町村8分の5、事業者8分の2の補助率となっており、県・市合わせて9千864万7千円が支出されているものである。

また、生活交通路線維持費補助金については、国庫補助対象路線で今後とも維持、確保が必要と認められる路線が対象となっている。補助対象要件として、経常収支率20分の11以上等の要件があり、この要件に満たない場合は市町村の負担となるもので、本市では五明光線の1系統、52万9千円が支出されているものである。

さらに、市民からの聞き取り調査については、路線バスのダイヤ改正時には当該地域に出向き、聞き取り調査を実施しており、今後とも市民の声を伺う予定であるとの答弁があったのであります。

第3点として、合併から5年間で人件費が8億9千600万円の減となっている。

大幅な減であり、市民へのサービスの低下、あるいは職員の労働密度の低下とも言えるのではないか。その考え方とあわせ、職員数の状況について質疑があり、当局から、事務事業の見直し、時代に即応した簡素で活力ある組織機構の確立、事務処理のOA化、事務改善の積極的な推進等に努めてきている。今後も行政サービスの低下を招くことのないよう努力していきたい。

また、職員数については、平成17年4月1日から平成22年4月1日まで86人の減となっており、賃金嘱託職員については、学校サポート事業緊急雇用等により、この5年間で113人の増となっているとの答弁があります。

第4点として、地域振興基金の現在高7億5千万円となっているが、今後、当基金の使途について及び債務負担行為の現時点での総額について質疑があり、当局から、地域振興基金については上限が13億円であり、新市建設計画に基づき、毎年1億3千万円、10年間、合併特例債を活用し積み立てるものであるが、現在前倒しをしており、今年度末で10億5千万円、残り2億5千万円を来年度に措置し、13億円を確保する予定である。当基金は果実運用型で、現在運用益は約149万円となっている。市民の連帯と強化及び地域振興に資する事業に活用することとしており、具体的な事業については、今後の運用益の状況を見ながら検討してまいりたい。

また、債務負担行為については、このたびの9月補正を含め、件数で124件、金額にして13億1千900万円となるとの答弁があったのであります。

第5点として、市民税に係る地方税法第18条第1項による時効の不納欠損処分額が約2千492万円とあるが、その処分理由と割合、及び国民健康保険税の一帯当たり及び一人当たりの保険税とあわせて、当会計の一般財源からの繰り入れに対する考え方について質疑があり、当局から、時効による不納欠損処分の内訳として、生活困窮者が44.8パーセント、無財産者が43.2パーセント、所在不明者が12パーセントとなっている。

また、国保税の一人当たり及び一世帯当たりの保険税については、平成22年度一人当たり7万6千828円、一世帯当たり13万7千215円となっており、平成21年度と比較して、一人当たり3千53円の減、一世帯当たり3千172円の減となっている。

さらに、一般会計からの繰り入れについては、保険税は互助的なものであり、被保

険者の能力により応分の負担をもって成り立っている制度である。低所得者の方には軽減措置もあり、軽減した分が被保険者の負担にならないよう一般会計からの支援として、約4億円の繰り入れをいただいているものであるとの答弁があったのであります。

第6点として、介護保険については、認定されなくとも利用料が高く、利用できない状況下にある。また、認定基準の見直しにより利用者が低下しているのではないか。介護保険の認定者数及び利用者数とあわせて、非該当者数等について質疑があり、当局から、要介護認定者数については、8月末現在2千449人で、介護サービス利用者は1千829人、率にして74.52パーセントである。

また、介護認定を受けても利用されない理由として、入院されている方、サービス利用の予定のない方と考えている。現在の介護認定者は2千402人であるが、このうち介護度が上昇した件数が412件、低下した件数が814件、非該当となった件数が45件となっている。非該当の件数は、単純に前回の介護度から低下したものであり、認定基準の見直しが起因しているものではないとの答弁があったのであります。

第7点として、敬老祝金にかえ米を支給することについては条例上、想定していないのではないか。金銭的なものをもらってこそ祝い金ではないのかとの質疑があり、市長から、諸般の報告でも申し上げたとおり、農業振興を兼ね、減農薬の米を支給するもので、市の農業振興を含めた政策として、米券をお渡しするものであるとの答弁があったのであります。

休憩中ではありましたが、敬老祝金問題について副市長より、満77歳の方に米を支給するということで敬老会において目録をお渡しし、10月下旬に米をお届けするというものであったが、今議会終了後に9月2日から、配付している目録にかえ、米券として配付いたしたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、敬老祝金については現金を前提に議会で議決されているものである。米を支給するのであれば、議会の理解を求めるべきでなかったのか。また、対象者に対し、米券、目録と配付方法が当局で統一されていない状況をどうとらえるのかとの質疑がありました。当局から、今日に至る経緯については深く反省しているところであり、この後の進め方については、十分慎重に取り扱いながら、米券で進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに、敬老祝金条例の解釈について、市の法令審査委員会が機能しているのか、当委員会で十分議論して、行政実例等その考え方、方向性を統一しておるのかとの質疑があり、当局から、このたびの敬老祝金条例の解釈については、法令審査委員会では協議していないものであり、今後は法令審査委員会において、行政実例などを参考にしながら対処してまいりたいとの答弁があったのであります。

第8点として、緊急雇用対策については恒常的な雇用につながらないのでないか、継続雇用の視点から事業展開の総括について、どうとらえるかの質疑があり、当局からは、本市では雇用の場の確保、創出という観点から、県のふるさと雇用再生臨時対策基金事業を活用し、事業を展開しているものである。本基金事業については、継続的な雇用の場を創出する目的で、平成21年度からスタートした事業であり、本年度2年目となっている。物産の加工等5事業を市内5団体に委託しており、それぞれの事業の連携、コーディネートを図りながら、平成24年度以降に自立し、継続して雇用の場につけるよう努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第9点として、下水道事業に係る水洗化率が64パーセントと、今後も経済状況、高齢化等から加入率の上昇が望めない中で、本会計の市債が112億円となっている。この返済についての将来的シミュレーションについてとあわせ、現状にあっては合併浄化槽の推進を図るべきではないか、その設置状況について質疑があり、当局から、4億4千万円の借りかえで、利率の変更により1億2千万円の削減に努めている。加入率が上昇しないことについては、その運営が厳しく、現在未着工の男鹿中、北浦、五明光等においても、7割以上の見込みがない場合は事業に踏み切れないという考え方を持っており、整備済み地区においては今後も加入促進に努めてまいりたい。

また、合併浄化槽については、合併処理浄化槽設置整備事業として生活排水処理基本計画に位置づけられており、公共下水道等集合処理方式以外の地区の処理について対応するもので、平成5年から男鹿地区で265基、平成9年度から若美地区では72基、合計337基を整備し、今年度は30基を予定しているとの答弁があったのであります。

第10点として、監査審査意見書に各財政指標が示されているが、意見としてこうあるべきだという具申があつてもしかるべきでないか。また、補助金について監査委員の立場で、必要に応じて補助の終了期限を設定するなど、その見直しに対する考え

方について質疑があり、監査委員から、補助金については市が出資している男鹿森林組合を、指定管理者は男鹿地域振興公社の夕陽温泉WAOと温浴ランドおがの所管課監査のほかに実地監査も行ったものである。両方とも出納及び経理事務は適正に処理されているが、地域振興公社全体で利益が1千500万円以上計上されており、600万円ほどの法人税などを納付している。市で支出している指定管理料が国などに流れることから、指定管理料及び法人税の圧縮等の見直しについて意見を申しているところであり、今後はダイレクトに指定管理者の監査を実施し、具申してまいりたいとの答弁があったのであります。

第11点として、市長の交際費について、決算額が45万4千円となっている。なぜ減額補正しないで専決処分をしたのか。3月議会において減額補正として計上し、議会で議論すべきであり、専決処分したその理由、必要性について質疑があり、当局から、平成22年3月31日で254万6千円を専決処分で減額したもので、平成21年度で減額等の確定したものを専決処分をさせていただいたものであるとの答弁があったのであります。

さらに市長から、今後、交際費の使途については、市のためになる有効な使い方に心がけてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第53号平成21年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

次に、議案第53号から第69号までを一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本17件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号から第69号ま

では、原案のとおり可決及び認定されました。

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第1号及び第2号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第2 議会案第1号及び第2号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議会案第1号司法修習生の給費制の存続を求める意見書並びに議会案第2号米価暴落への緊急対応を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。  
これより議会案第1号及び第2号を採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号及び第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 司法修習生の給費制の存続を求める意見書（案）

### 第1 意見の要旨

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務省に対し、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、司法修習生の修習費用の給費制を存続させるための裁判法の改正を要望する。

### 第2 意見の理由

- 1 平成16年12月、国会において、司法修習生への給費制を廃止して、国が司法修習生に修習資金を貸与する制度（貸与制）に切り替える旨の改正裁判所法が成立した。同改正に際しては、衆参両院で附帯決議がなされ、政府及び最高裁判所は「改正」法施行にあたり、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援のあり方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が明記されているが、同改正法自体に手が加えられることはなく、同改正法の施行期日は本年11月1日に迫っている。
- 2 しかしながら、日本弁護士連合会が行った平成21年11月19日のアンケート結果によると、司法修習生1528名のうち、奨学金などの債務を負担する者が半数以上（約53%）おり、平均負担額は約318万円で最高負担額は1,200万円であるという実態が明らかになった。
- 3 また、法科大学院入学のための適性試験志願者数は、平成15年度の約5万9000人（延人数）から平成22年度には約1万6000人（延人数）に減少し、法科大学院への社会人入学者の割合も平成16年度の約48%から平成22年度には約30%まで減少している。
- 4 このような状況下で給費制が廃止されれば、法律家を目指す人がさらに減少し、まさに、上記附帯決議が指摘した弊害「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が生じる可能性が大きいと言える。
- 5 医師については、平成18年以降、国家試験に合格した医師には2年間の臨床研修及び研修専念義務が課される一方、研修医が研修に専念することができ

るよう、相応の予算措置がなされている。

期待される役割の公共性・公益性において医師と法律家には共通点が多く、法律家は市民の「権利の守り手」ともいるべき役割を果たしている。「権利の守り手」たる法律家になるために修習専念義務を負う司法修習生についても医師と同様に給費制を存続すべきである。

6 納入が廃止されてしまうことは、秋田県のような地方における経済的に恵まれない家庭の子弟などが法曹になりうる道を事实上閉ざしてしまうことになりかねない危険がある。

7 以上の点から、有為で多様な人材を法律家として社会に送り出し、また、地方出身者が経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、司法修習生の給費制を存続させるための裁判所法の改正を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月22日  
秋田県男鹿市議会  
議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 西岡武夫様

内閣総理大臣 菅直人様

法務大臣 柳田稔様

---

### 米価暴落への緊急対応を求める意見書（案）

9月7日、JA全農あきたは、2010年産米の概算金をあきたこまち（1等B）で、09年産米よりも3,300円低い9,000円に決めて発表しました。これが県内外に与えた衝撃は大変なものがあります。1万円米価になるとはさやかれておりましたが、一気に9,000円に下がったことは、県内外に大きな衝撃を与えた。

農家はその年の米の出荷時の代金で肥料代や農機具代を支払っており、多くは11月末と言われております。小規模農家はもちろんですが、大規模になればなるほど大変で、各地の農家からは「9,000円米価では支払えない」と不安が広がっており、「これでは農業を続けていけない」切実な声、悲鳴が上がっております。まさに重大な事態となっています。

平成21年で県内の米の総収穫量は、50万8千6百トン、需要量（生産目標量）は46万7千160トン、JA系統出荷量は31万8千トンです。JAの取り扱いで175億円の減収です。県内経済に与える影響は大変なものです。

さらに、県内でも刈り取りが開始されましたが、春先の低温による減収で10アール当たり通常10俵のところが7.5俵から7俵となり、その上、夏の高温障害で品質低下が著しく、全量2等という農家もでています。

県内農家は、米価暴落と収量減、品質低下で途方にくれております。

こうした県内農家の厳しい実態と県経済に与える重大な影響に鑑みて、政府・農林水産省におかれましては、農業と農民救済のために、以下の対策を緊急にとられるようお願いいたします。

## 記

- 1 米価の下支えのために緊急に40万トンの備蓄米買い入れを行うこと
- 2 戸別所得補償で年内支払いとされている10アール当たり1万5千円の補償金の支払いを早めること。価格下落分の補償金の支払いも可能な限り早めること
- 3 緊急事態を乗り切るために、緊急に農家に補助や無利子の融資を行う制度をつくること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月22日  
秋田県男鹿市議会  
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 菅 直人様  
農林水産大臣 鹿野道彦様

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付しておりますとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することに決しました。

---

### 議員派遣の件

平成22年9月22日

地方自治法第100条第13項及び男鹿市議会会議規則第159条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

#### 1 首都圏男鹿の会総会

- (1) 派遣目的 首都圏男鹿の会総会に出席のため
- (2) 派遣場所 東京都 アルカディア市ヶ谷
- (3) 派遣期間 平成22年10月31日（日）～11月1日（月）
- (4) 派遣議員 畠山富勝

## 2 平成22年度秋田県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 秋田県市議会議員研修会に出席のため
  - (2) 派遣場所 秋田市 秋田テルサ
  - (3) 派遣期間 平成22年11月8日(月)
  - (4) 派遣議員 全議員
- 

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

---

午後 2時52分 閉 会

# 会議録署名議員

議長 吉田清孝

議員 吉田直儀

議員 中田敏彦